



令和6年

# 秋の全国交通安全運動

○ 目的：本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナー実践を習慣付けるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

○ 期間：令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

○ スローガン：ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

## 運動重点

### 重点1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 1 歩行者の交通事故防止対策 ～生活道路の交通安全対策の推進など～
- 2 歩行者の交通ルール遵守の徹底 ～ハンドサインの実践など～



### 重点2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイズームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 1 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組
- 2 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策
- 3 飲酒運転等の根絶《絶対にしない！させない》
- 4 妨害運転等の防止対策
- 5 高齢運転者の交通事故防止対策
- 6 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 7 二輪車の交通事故防止対策

富山市の日入時間	
9月21日	17:50
9月30日	17:36
10月15日	17:15
11月15日	16:42
12月15日	16:36



### 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
- 2 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化 ※別添)の周知
- 3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### 活動重点日

- 9月21日(土) 横断歩道おもいやりの日
- 9月24日(火) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
- 9月25日(水) 自転車安全利用の日
- 9月26日(木) 高齢者交通安全呼び掛けの日
- 9月27日(金) 飲酒運転根絶の日
- 9月30日(月) 交通事故死ゼロを目指す日(全国指定日)



別添

## 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備

道路交通法一部改正 令和6年11月23日までに施行

### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、  
**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
 交通の危険を生じさせた場合、  
**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
 自転車の提供者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
 酒類の提供者・同乗者は、  
**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反覆して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反5万円以下の罰金

令和8年5月23日までに施行  
 自転車に対する交通反則通告制度(青切符による取締りを行う反則金制度)が適用になります。

反則金制度の対象となる違反は  
**113種類**

取締りの対象年齢は  
**16歳以上**